

無線設備規則

規則

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 規則 第 57 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015 年 9 月 14 日 理事会 承認

2015 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

2015 年 12 月 25 日 規則 第 57 号
無線設備規則の一部を改正する規則

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検査

2.2 検査の準備その他

2.2.7 として次の 1 条を加える。

2.2.7 無線設備の点検、試験及び／又は計測等を行う事業所

無線設備の点検、試験及び／又は計測を第三者が行う場合には、当該第三者は、2.2.5 に規定される無線技術者でなければならない。

附 則

1. この規則は、2016 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は 2018 年 12 月 31 日のいずれか早い日までは、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。